

健康福祉課の目標（令和７年度）

健康福祉課長 大竹 里子

1 課の役割

- 【人権推進室】 人権課題にかかる施策の推進、啓発、こども家庭センター運営
- 【福祉班】 社会福祉 障害者福祉、高齢者福祉、ひとり親及び寡婦福祉
- 【介護保険班】 要介護認定、被保険者の資格管理・給付、保険料の賦課徴収、げんき館の運営管理
- 【地域保健班】 健康増進事業、母子保健事業、歯科保健事業、食育推進事業、結核健康診断事業
- 【健康づくり推進班】 予防接種事業、介護予防事業、保健センターの施設管理・改修工事
- 【国保年金班】 国民健康保険資格得喪・給付、診療報酬明細書の点検、後期高齢者医療の申請受付・保険料の徴収、特定健康診査及び高齢者の健康診査の実施、保健指導、国民年金資格得喪、給付裁定請求書受付、年金相談

2 個別事業とその目標

人権啓発の推進と人権相談業務の実施（人権推進室）

- ・様々な人権問題の解決をめざし、人権尊重の意識を高める啓発活動を行い、関係機関と連携・情報共有を図り、相談者に対し適切な支援を行います。

隣保館の運営（人権推進室）

- ・福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして各種事業を展開し、相談事業や人権課題の解決を図ります。
- ・啓発事業：人権ふれあい講座(人権セミナー)の開催。
- ・教室：フラワーアレンジメント教室、高齢者音楽健康教室、ヨガ教室

こども家庭センターの運営及び体制整備（人権推進室・保健センター）

- ・令和7年度から児童福祉と母子保健の連携によりこども家庭センターを設置し、貧困等様々な問題を抱えた母子に対し、包括的な支援を行います。

高齢者外出支援タクシーの推進（福祉班）

- ・高齢者の日常生活の利便性を図るため、75歳以上で運転免許証を有していない高齢者が町内でタクシーを利用する際に支払う運賃等の一部を助成するとともに、引き続き利用者へのアンケート調査を実施し、利用条件の見直しを検討するなど、外出しやすい環境づくりを推進します。

高齢者福祉の推進（福祉班）

- ・敬老事業として老人福祉大会を開催し、今年度88歳を迎えられる方へ顕彰状等を贈呈し、高齢者に敬意を表します。
- また、「80歳の青年式」については、引き続き健康で生き生きとした生活が送れるように介護予防や生きがいづくり等を目的とした事業を目指し、実施方法を改めて検討しながら開催します。

第3期酒々井町地域福祉計画及び障がい者（児）福祉計画の推進(福祉班)

- ・更なる地域福祉の推進のため、地域福祉推進委員会を開催し、令和5年度～9年度の5年間の計画期間とした第3期地域福祉計画の更なる推進及び評価を行い、より充実した計画になるように務めます。

・令和５年度～８年度の４年間を計画期間とした第４次障がい者基本計画及び令和６年度～令和８年度を計画期間とした第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画を推進します。

地域福祉の推進（福祉班）

・昨今、地域のつながりが希薄化するなかで、高齢者に限らず生活に不安のある方が、安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、社会福祉協議会、地域包括センターなどの関係機関と連携するとともに、民生委員児童委員の活動を支援し、見守り活動の強化など、地域福祉の推進に務めます。

また、民生委員児童委員については、今年度１２月１日に一斉改選が予定されていることから滞りのないように手続きを行います。

避難行動要支援者名簿登録制度の利用促進（福祉班）

・災害から身を守るうえで支援の必要な高齢者や障がいのある方、妊産婦などの避難行動要支援者名簿への登録を促し、地域での共助による避難支援体制の整備を図ります。

また、避難行動要支援者の要件となっている、７５歳以上、要介護、各種障害者手帳の等級等となっているそれらの要件を見直し、災害時の避難行動に不安を抱えているより多くの方を対象とすることにより、登録制度の利用を促進します。

介護保険事業の推進(介護保険班)

・高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることを目指した、「地域包括ケアシステム」の構築を推進していきます。そのために在宅医療・介護連携や認知症総合支援事業をはじめとした各種地域支援事業を推進し、在宅介護への支援体制強化を図ります。

交流拠点施設「げんき館」の運営（介護保険班）

・高齢者と多世代の交流の場「げんき館」を指定管理者により運営します。

がん検診実施体制の見直し（地域保健班）

・がん検診の受診率向上のため、個別検診の導入や勧奨方法、申し込み方法について見直しを行います。

保健センター大規模改修工事（健康づくり推進班）

・保健センターは、昭和59年に建築され老朽化が進行し、施設の維持管理に支障をきたしていることから保健医療体制を確保し、保健センターの機能を早期に再開させるために必要な施設の大規模改修工事を実施します。

適用適正化対策の実施（国保年金班）

- ・国保と社保の保険資格が重複している者に対し、「資格重複状況結果一覧」を活用した資格喪失届の勧奨・職権による資格喪失処理の実施や、町広報紙・ホームページを活用した制度の周知により、資格管理の徹底による適用適正化対策を行います。
- ・重複、多剤服薬患者に対し、適正服薬に関する通知を送付し、医療費の適正化対策を行います。

特定健康診査の実施（国保年金班）

・糖尿病等の生活習慣病の発病や重症化を予防し、メタボリックシンドロームの該当者等を減少させるため、特定健診及び特定保健指導を実施します。未受診者や不定期受診者に対する効果的な受診勧奨により、受診率の向上を図ります。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（国保年金班）

・高齢者の介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を、医療・介護・保健が連携して一体的に実施します。また、健康状態不明者の把握を行い、健診受診につなげます。

後期高齢者医療制度の運営（国保年金班）

・後期高齢者医療制度については、被保険者の資格・医療の給付並びに保険料の賦課徴収等が適切に執行できるよう、保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合と連携を図ります。

国民年金制度の啓発（国保年金班）

・窓口での年金未加入者への加入勧奨や広報活動により、年金制度の意義・役割について周知に努めます。